

海外都市との交流に関するガイドライン

姉妹都市及び姉妹都市以外の提携や協定に関するガイドラインとして、以下の3区分を定め、本市と海外交流都市との関係性に応じて、段階的な対応を行うこととする。

(1) 覚書

自治体間で合意した交流の方向性を互いに承認し、確認し合うために取り交わす略式の文書。友好協定等締結の前段階に位置付けるもの。(英文では、MOU: memorandum of understanding や、LOI: letter of intent 等)

- 【要件】
- ・両首長が、内容について了承していること
 - ・市議会には後日報告すること
 - ・必要に応じて、有効期間を設けること

(2) 友好協定

両首長の会談により合意された事項を文書化して保管するためのもの。友好親善・相互理解の促進を目的とした包括的な内容の交流協定。(英文では、agreement of friendship 等)

- 【要件】
- ・両首長による複数回の会談において、合意された内容であること
 - ・交流分野が特定のものに限られていないこと
 - ・市議会には後日報告すること
 - ・必要に応じて、有効期間を設けること

(3) 姉妹都市

両首長の合意と市議会の承認のもと、国際交流を通じた自治体間の友好関係を、広く表明するもの。(英文では、sister city agreement や oath of cooperation 等)

- 【要件】
- ・両首長の合意された内容であること
 - ・両自治体間の環境や歴史などに共通項があること
 - ・交流分野が特定のものに限られていないこと
 - ・議会の承認を得ていること